附則第五条の二の七第二号イの規定による数	
附則第五条の二の十一第二項に規定する加入者見込数	
附則第五条の二の十三第一項に規定する補正後加入者見込数	
附則第五条の二の十三第一項第二号イの規定による数	
附則第五条の二の十六に規定する補正後加入者数	
附則第五条の二の十六第二号イの規定による数	
附則第五条の二の四第一項に規定する概算加入者調整率	小数点以下第五位未満を四捨五入する
附則第五条の二の四第二項に規定する粗概算加入者調整率	
附則第五条の二の五第一項に規定する補正後概算加入者調整率	
附則第五条の二の五第二項に規定する補正後粗概算加入者調整率	
附則第五条の二の九において準用する附則第五条の二の五第一項に規定する補正後確定加入者調整率	
附則第五条の二の九において準用する附則第五条の二の五第二項に規定する補正後粗確定加入者調整率	
附則第五条の二の六第二項に規定する保険者別前期高齢者加入率見込値	小数点以下第八位未満を四捨五入する
附則第五条の二の七に規定する補正後前期高齢者加入見込率	
附則第五条の二の九において準用する附則第五条の二の七に規定する補正後前期高齢者加入率	

（公示）

第五条の二の二十　厚生労働大臣は、次に掲げる率又は額を定めたときは、あらかじめ公示するものとする。

一　附則第五条の二第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率

二　附則第五条の二の三第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率

三　附則第五条の二の四第三項に規定する概算補正係数

四　附則第五条の二の五第三項に規定する補正後概算補正係数

五　附則第五条の二の七第二号イに規定する厚生労働大臣が定める率

六　附則第五条の二の八において準用する附則第五条の二の四第三項に規定する確定補正係数

七　附則第五条の二の九において準用する附則第五条の二の五第三項に規定する補正後確定補正係数

八　附則第五条の二の十第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める率

九　附則第五条の二の十一第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率

十　附則第五条の二の十二に規定する補正後加入者一人当たり負担見込額

十一　附則第五条の二の十三第一項第二号イに規定する厚生労働大臣が定める率

十二　附則第五条の二の十五に規定する補正後加入者一人当たり負担額

2　厚生労働大臣は、次に掲げる率又は額をあらかじめ公示するものとする。

一　附則第五条の二の六第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率見込値

二　附則第五条の二の八において準用する附則第五条の二の六第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率

附則第五条の九の表を次のように改める。

法附則第十三条の六第一項第二号に規定する前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の概算額	一円未満の端数を切り捨てる
法附則第十三条の六第一項第三号に規定する調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額	
法附則第十三条の六第一項第四号に規定する前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額	
法附則第十三条の七第一項第二号に規定する前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の確定額	
法附則第十三条の七第一項第三号に規定する調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額	
法附則第十三条の七第一項第四号に規定する前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額	
法附則第十三条の八第一項第二号に掲げる額	
法附則第十三条の八第一項第四号に掲げる額	
法附則第十三条の八第二項に規定する後期高齢者支援金に係る概算総報酬割前期高齢者納付金額	
法附則第十三条の九第一項第二号に掲げる額	
法附則第十三条の九第一項第四号に掲げる額	
法附則第十三条の九第二項に規定する後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額	
法附則第十三条の九第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額	
法附則第十三条の八第三項に規定する特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る補正後加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額	
法附則第十三条の八第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の二を乗じて得た額	
法附則第十三条の九第一項第二号に掲げる額	
法附則第十三条の九第一項第四号に掲げる額	
法附則第十三条の九第四項第一号に掲げる合計額から同項第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の二を乗じて得た額	
法附則第十四条の九第一項第一号に掲げる額	
法附則第十四条の九第一項第三号に掲げる額	